

西宮市学校給食費滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市学校給食費条例（平成24年西宮市条例第35号。以下「条例」という。）に規定する学校給食費（以下「給食費」という。）の滞納対策事務について必要な事項を定め、滞納給食費の解消と適正な管理を図るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び西宮市学校給食費条例施行規則（平成24年西宮市規則第46号。以下「規則」という。）の例による。

(督促等)

第3条 市長は、規則第5条に定める納付期限までに給食費を納付しない保護者等（以下「滞納者」という。）に対し、納付期限後20日以内に、学校を通じて未納のお知らせを送付し、納付を促す。

2 市長は、口座振替不能の場合に実施する再振替によっても納付がない場合、再振替日から起算して20日以内に、学校を通じて滞納者に対して未納のお知らせを送付し、納付を促す。ただし、最後の再振替によっても納付がない場合、当該再振替日から起算して20日以内に、滞納者に対して納付期限を定めた督促状を送付し、督促を行う。

3 前項の規定は、納付書による納付を希望する保護者等が給食費を滞納している場合について準用する。

4 第2項ただし書きに規定する督促状に指定する納付期限は、督促状を発送した日から起算して30日以内とする。

(催告)

第4条 市長は、前条第2項ただし書きに規定する督促状により督促したにもかかわらず、指定した納付期限までに給食費の納付がない場合、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行う。

(1) 文書による催告

(2) 電話による催告

2 前項第1号による催告を行う場合、納付期限を指定するものとし、当該納付期限は催告書を発送した日から起算して30日以内とする。

(納付指導等)

第5条 市長は、滞納者に対して次に掲げる納付指導を行う。

(1) 臨戸訪問により給食費滞納の長期化が学校給食の運営に支障となることの十分な説明。

(2) 一括納付以外の納付方法についての説明。

2 市長は、納付指導を行なった滞納者について、納付状況及び納付指導の経緯を記録す

るものとする。

(分割納付誓約)

第6条 市長は、滞納者が経済的事情又はその他の事由で、滞納給食費を一括納付することが困難であると認められるときは、学校給食費納付誓約書(以下「誓約書」という。)を提出させることにより、分割納付を認めることができる。ただし、誓約書提出後に納付期限が到来する給食費については、分割納付の対象外とする。

2 分割納付の単位は、規則第5条第1項に準じたものとする。

3 市長は、分割納付を認められた滞納者が生活保護制度又は就学奨励金制度の適用を受けることになった場合若しくは生活状況に改善が見られた場合、分納の全部又は一部を取消することができる。

4 市長は、誓約書で定めた納付期限までに納付がない場合、分割納付取消通知書を送付し、分割納付を取消することができる。

(児童手当からの徴収)

第7条 市長は、第5条に規定する納付指導等により滞納者からの申し出があれば、児童手当法(昭和46年法律第73号)第22条の3の規定に基づき、児童手当から給食費の徴収を実施することができる。

(強制執行等)

第8条 市長は、滞納給食費について、第3条第2項及び第3項の督促をした後、1年を経過してもなお納付がない場合、又は第6条第4項により分割納付取消通知書を送付し再度の誓約書提出がない場合、次の各号に掲げる措置をとる。ただし、第6条の措置をとり、分割納付が履行されている場合、又は前条の規定により児童手当からの徴収が行われる場合、この限りでない。

(1) 訴訟手続(非訴事件の手続きを含む。)により履行を請求する。

(2) 債務名義のある滞納給食費については、強制執行の手続きをとる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、滞納対策事務に関し必要な事項は別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。